

JBS公認例会運営規程

第1条 目的

本規程は、一般財団法人日本バックギャモン協会（以下「JBS」という。）が公認する例会の設立および運営に必要な事項を定めるものである。

第2条 公認申請

JBS会員（準会員を除く。）は、JBS会員3名の推薦を得たうえで、公認例会の設立を申請することができる。申請者は、次の各項目を記載した例会開催要項をJBSに提出するものとし、JBSの審査・承認をもって公認成立とする。

- （1）主催者
- （2）推薦者3名
- （3）例会名
- （4）開催場所（住所、複数の申請可）
- （5）開催頻度（月例・隔週・週例、または主な開催曜日）
- （6）公認レーティング戦の実施の可否
- （7）情報発信媒体（任意）

第3条 公認特典

公認例会は、次の特典を受けることができる。

- （1）公式サイトイベントカレンダーへの開催日程掲載権限
- （2）公認レーティング戦の実施（実施の可否は主催者が選択するものとする。）
- （3）JBSが制作する初心者向けガイドや各種普及資料の配布
- （4）JBS会報紙面版の配布
- （5）JBS各種媒体による広報支援
- （6）その他、JBSが定める特典

第4条 遵守事項

公認例会は、以下の事項を遵守し、適切な運営に努めるものとする。

- （1）月1回以上の開催を目安とし、年10回以上開催すること。
- （2）開催日程を前月18日までに公式サイトイベントカレンダーへ掲載すること。
- （3）例会で実施された公認レーティング戦の結果を、翌日までにeJBSへ登録すること。

なお、月末日に実施された場合は、当日中に登録すること。

- （４）例会開催要項に変更が生じた場合は、速やかにJBSへ通知すること。
- （５）JBSからの問い合わせ、協力依頼に対し速やかに対応すること。

第5条 公認取消

前条の事項が遵守されていないと認められる場合は、JBSの判断により公認を取り消すものとする。

附則

本規程は、2026年3月1日から施行する。